

作業仕様書

1 日常清掃

(1) 床清掃

ア ビニールタイル、磁器タイル等の床は、隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター（ダストモップ）又は自在ぼうきで丁寧に掃き、集めたごみは塵芥処理場に搬出すること。

また、床全体又は汚れの目立つ部分をモップで水拭きをすること。汚れが著しい場合は適正洗剤を用いて汚れを取り除くこと。

イ 床材の区分にかかわらず、机、脇机、ロッカー、裁断機、FAX機器、複写機、電源への接続のある電気機器など移動困難な什器・備品等の床部分は、清掃を省略できるものとする。

(2) フロアマット

真空掃除機で丁寧に埃を取り除くこと。

なお、玄関ホールにあっては、冬期間、マットに雪がつかったり凍結したりしないよう十分注意すること。

(3) 扉ガラス（玄関ホール）

汚れの目立つ部分は、タオルで水拭き又は乾拭きをすること。汚れが著しい場合は、専用洗剤を用いて汚れを取り除くこと。

(4) 什器備品（玄関ホール）

タオル、ダストクロス等で埃を取り除くこと。

(5) ごみ箱

ごみを収集し、塵芥処理場に搬出すること。容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをすること。

(6) 金属部分（玄関ホール）

タオル、ダストクロス等で埃を取り除くこと。

(7) 扉・便所面台のへだて（便所・洗面所）

汚れた部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭くこと。

(8) 洗面台及び水栓（便所・洗面所）

スポンジで適正洗剤を塗布し、洗浄の上、タオルで拭くこと。

(9) 鏡（便所・洗面所）

適正洗剤を用いて乾拭きすること。

(10) 衛生器具（便所・洗面所）

適正洗剤を用いて洗浄し、拭くこと。同時に金属類も拭くこと。

(11) 衛生消耗品（便所・洗面所）

トイレットペーパー、水石鹼、ビニルごみ袋等を補充すること。

(12) 汚物容器（便所・洗面所）

内容物を収集し、塵芥処理場に搬出すること。容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをすること。

- (13) 流し台（給湯室）
中性洗剤を用いてスポンジたわしで丁寧に洗浄し、タオルで拭くこと。
- (14) 厨芥容器（給湯室）
茶がら入れ等の厨芥を収集し、塵芥処理場に搬出すること。容器を適正洗剤で洗浄すること。
- (15) 手摺り（階段）
タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭くこと。
- (16) 机上清掃
机・テーブル等の埃を払い、タオルで水拭きすること。
- (17) 玄関周り
自在ぼうきで掃き、埃を取り除くこと。集めたごみは塵芥処理場に搬出すること。
また、汚れが目立つ部分をモップで水拭きすること。

2 日常清掃（巡回）

- (1) 床
ビニールタイル、磁器タイル等の床は、汚れ、水滴等が付着した部分をモップで拭くこと。
特に、玄関ホール等の人の往来が多い箇所については、ごみや泥等の汚れに注意を払い、汚れが著しい場合は、自在ぼうき又はモップ等で必要な掃除を実施すること。
- (2) 洗面台（便所・洗面所）
汚れた部分は、タオルを用いて拭くこと。
- (3) 鏡（便所・洗面所）
汚れた部分は、タオルを用いて拭くこと。
- (4) 衛生器具（便所・洗面所）
汚れた部分は、適正洗剤で洗浄し、拭くこと。
- (5) フロアマット（玄関ホール）
真空掃除機で丁寧に埃を取り除くこと。
- (6) ごみ箱
ごみを収集し、塵芥処理場に搬出すること。
- (7) 衛生消耗品（便所・洗面所）
トイレットペーパー、水石鹼、ビニルごみ袋等を補充すること。
- (8) 汚物容器（便所・洗面所）
内容物を収集し、塵芥処理場に搬出すること。

3 定期清掃

- (1) 床の洗浄
 - ア ビニールタイル等の床は、自在ぼうき、フロアダスター（ダストモップ）、真空掃除機で丁寧に埃を取り除き、床に付着している汚れを適正に希釈した表面洗浄用洗剤を用いて床磨き機により皮膜表面の汚れを洗浄し、水拭きを行って汚水や洗剤分を完全に除去した後、床樹脂維持剤を塗布すること。
床材の区分にかかわらず、机、脇机、ロッカー、裁断機、FAX機器、複写機、電

源への接続のある電気機器など移動困難な什器・備品等の床部分は、清掃を省略できるものとする。

イ 磁器タイルの床は、自在ぼうき、フロアダスター（ダストモップ）、真空掃除機で丁寧に埃を取り除き、床に付着している汚れを適正に希釈した表面洗浄用洗剤を用いて床磨き機により汚れを洗浄し、水拭きを行って汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させること。

(2) 床の樹脂維持剤剥離作業

自在ぼうき、フロアダスター（ダストモップ）、真空掃除機で丁寧に埃を取り除き、剥離剤を用いて床磨き機により洗浄し、剥離状況を点検の上、水洗い、水拭きを行い、十分に乾燥させること。

移動困難な什器・備品等の床部分は、剥離作業を省略できるものとする。

また、作業の実施に伴い発生した廃液は、関係法令に基づき処理すること。

(3) フロアマット

適正洗剤又は水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除くこと。

なお、適正洗剤を用いる場合は、清水で洗剤分を除去した後、十分に乾燥させること。

(4) 窓及び扉ガラス

ガラス両面に水又は適正洗剤を塗布し、窓用スクイジーで汚れを除去すること。